

仙台市農業委員会第 49 回総会議事録

I. 開催日時 令和 4 年 5 月 27 日（金曜日）午後 1 時 30 分から午後 3 時 10 分

II. 開催場所 仙台市役所二日町第二仮庁舎 6 階 農業委員会委員室

III. 出席委員 (18 人)

会 長

会長職務代理者

委 員

2 番 嶺岸 若夫

3 番 赤間 敬

6 番 小野寺 潔

9 番 菊地 郁夫

12 番 齋藤 清太

15 番 庄司 俊充

18 番 松原 菊男

4 番 大泉 権吾

7 番 加藤 和江

10 番 熊谷 幸夫

13 番 佐藤 千治

16 番 鈴木 通

19 番 柴田 市郎

5 番 大里 重市

8 番 菅野 則義

11 番 郷古 雅春

14 番 佐藤 とみ

17 番 高橋 勝彦

IV. 欠席委員 (1 人) 1 番 佐々木 均

V. 議事日程

1. 開会

2. あいさつ

3. 議事録署名委員の指名

4. 議案

第 1 号議案 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に係る処分決定の件

第 2 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請に係る処分決定の件

第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請に係る処分決定の件

第 4 号議案 農用地利用集積計画の決定について（共有者不明農用地等）

第 5 号議案 農用地利用配分計画（案）について（農地中間管理事業）

5. 協議

(1) 農業委員会事務の実施状況等の公表について

・令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）

・令和 4 年度最適化活動の目標の設定等（案）

(2) 令和 4 年度農地等の利用の最適化に関する意見について（案）（農業会議用）

(3) 令和 5 年度農林関係税制改正に関する要望（案）

(4) 農地改良工事に関する取扱い要領の改正（案）について

6. 報告

(1) 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出

(2) 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出

(3) 農地法第 3 条の 3 の規定（相続等）による届出

(4) 農地法第 18 条第 6 項の規定（合意解約）による通知

7. その他

(1) 会長等報告

(2) 事務局からの連絡事項

VI. 農業委員会事務局職員

事務局長	木田 利久	事務課長	山本 幸子
振興係長	八木 正志	農地係長	伊藤 秀宣
振興係主査	内海 敏子	農地係主任	菊地 一郎
農地係会計年度任用職員	庄子 尚		

VII. 会議の概要

1 開 会	開 会	(午後1時30分)
司会：振興係長	ただいまから仙台市農業委員会第49回総会を開催いたします。 開会にあたりまして、仙台市農業委員会嶺岸若夫会長職務代理者から、ごあいさつをお願いします。	
2 会長職務代理者挨拶	－ 会長職務代理者 あいさつ －	
司会：振興係長	次に議長の選出ですが、仙台市農業委員会会議規則第5条の規定により会長が議長を務めることになっていますが、本日欠席のため、農業委員会等に関する法律第5条第5項により、会長職務代理者が代理を務めることとなっておりますので、嶺岸会長職務代理者、よろしく願いいたします。	
議 長 (嶺岸会長職務代理者)	本日は、1番佐々木均委員から欠席の届けがありました。19人中18人出席ですので、会議は成立しております。続きまして、議事録署名委員の指名ですが、私から指名することにご異議ありませんか。 (異議なし)	
議 長	それでは、8番菅野則義委員、9番菊地郁夫委員を指名いたします。	
議 長	議案に入ります。	(午後1時32分)
	第1号議案から第3号議案まで、調査委員会を第二調査委員会が担当し、5月19日に実施いたしました。今回も、新型コロナウイルスの感染予防対策等のため、時短で行いますので、調査内容につきましては調査報告書をお配りし、書面での報告といたします。総会において調査委員からの口頭報告は省略しますが、調査の概要を説明していただきます。 第1号議案農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。第1号議案については、佐藤千治委員と柴田市郎委員の案件がありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで、退席することになります。	

最初に赤間敬第二調査委員会委員長から説明願います。併せて番号7番と番号11番と番号12番については、聞き取り調査を実施しておりますので、調査委員会の結果についても委員長から報告願います。

赤間敬第二調査委員会委員長

－ 調査の概要説明 －

調査報告（机上配布）

（第二調査委員会委員長赤間敬報告）

第1号議案の調査委員会の結果について報告します。調査委員会を、5月19日に実施いたしました。調査は、12番齋藤清太委員、14番佐藤とみ委員、16番鈴木通委員、17番高橋勝彦委員の4名で行いました。また、該当する地区の農地利用最適化推進委員として、2番庄子亮一推進委員、14番高山真里子推進委員、27番今野勇一推進委員、29番若生宏明推進委員が出席しました。今回の申請は、売買による規模拡大が8件、売買による新規就農が1件、贈与による農業承継が2件、交換による耕作利便が2件、賃貸借による規模拡大が2件、使用貸借による農業承継が1件、地役権の設定による設備保全が1件の合計17件です。番号1番から5番の報告は14番佐藤とみ委員、番号6番から9番の報告は12番齋藤清太委員、番号10番から13番の報告は16番鈴木通委員、番号14番から17番の報告は17番高橋勝彦委員です。

議 長

それでは、最初に番号1番を審議することにします。番号1番は佐藤千治委員の案件でありますので、佐藤千治委員は退席していただきます。

（佐藤千治委員退席）

議 長

それでは番号1番を審議します。
調査結果は書面報告とします。

（14番佐藤とみ委員報告）

番号1番は、売買により規模拡大を図るものです。譲受人は現在、トラクター2台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族3人で1,693aの農地を耕作しています。なお、申請地は中間管理事業により賃貸借がなされておりましたので、農地法第18条第6項の通知が出されております。（報告4の番号1番）5月12日に庄司善春農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

議 長

第1号議案の番号1番について調査の結果、許可相当と報告がありました、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、質問等がありませんので採決します。
番号1番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって第1号議案農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定の件についての番号1番は、許可と決定いたします。

第1号議案の番号1番が終了しましたので、佐藤千治委員は入室してください。

(佐藤千治委員入室)

(午後1時38分)

議 長

次に番号2番から番号5番を審議することにします。番号2番から5番までの案件は、柴田市郎委員の案件でありますので、柴田市郎委員は退席していただきます。

(柴田市郎委員退席)

(14番佐藤とみ委員報告)

番号2番から5番までは、譲受人が同一であるため、一括して報告します。売買により規模拡大を図るものです。譲受人は農地所有適格法人として現在、トラクター6台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機4台を所有し、構成員22人(農協を除く)で2,744aの農地を耕作しています。引き続き農地所有適格法人としての要件を満たしていることを確認しております。5月12日に二瓶均農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

議 長

第1号議案の番号2番から5番までについて調査の結果、許可相当と報告がありました、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、質問等がありませんので採決します。
番号2番から5番までについて、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって第1号議案農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定の件についての番号2番から5番までは、許可と決定いたします。第1号議案の番号2番から5番までが終了しましたので、柴田市郎委員は入室してください。

(柴田市郎委員入室)

(午後1時39分)

議 長

引き続き、番号6番から17番を審議します。

(12番齋藤清太委員報告)

番号6番は、贈与により農業承継を図るものです。親から子へ、農地を全て贈与するものです。譲受人は現在、トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族4人で157aの農地を耕作しています。5月13日に本間昭農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

赤間敬第二調査委員会委員長

番号7番は、聞き取り調査を実施しておりますので、齋藤清太委員から調査の結果を報告します。

齋藤清太委員
(12番)

番号7番は、売買により新規就農を図るものです。新規就農であることから聞き取り調査を実施しました。譲受人は農地と併せてトラクター1台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台も譲り受け、水稻を栽培していく計画です。2～3年は、譲渡人から農業の指導を受け技術を習得し、家族3人で耕作する計画です。農業に対する意欲が感じられることを確認しました。5月16日に庄子亮一農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

(12 番齋藤清太委員報告)

番号 8 番は、売買により規模拡大を図るものです。譲受人は、農地所有適格法人として、令和 3 年 8 月に農地法第 3 条許可を受け、現在、トラクター 3 台、耕うん機 3 台、田植機 1 台、収穫機 1 台を所有し、構成員（株主） 2 人のほか、常時雇用者 3 人とで 328 a の農地を耕作しています。引き続き農地所有適格法人としての要件を満たしていることを確認しております。5 月 12 日に高山真里子農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第 3 条第 2 項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号 9 番は、地役権の設定です。地下部分の使用および収益を目的とした地役権の設定で、申請地の地下 14m にある発電所用導水路を保全するためのものです。この導水路は、大正時代に申請者である法人により埋設されたもので、申請地は市街化区域にあり、宅地化が進んでいることから、今後建物の築造等導水路の保全に妨げとなる行為を制限するものです。なお、本件の権利設定により所有者が農地を利用するにあたり支障が生じることはないと考えられます。このため、農地法第 3 条第 2 項ただし書きのうち、民法 269 条の 2 第 1 項に規定する権利に類似する権利の設定にあたり、不許可の例外に該当するものです。5 月 16 日に佐藤成悦農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、許可相当と調査いたしました。

(16 番鈴木通委員報告)

番号 10 番は、使用貸借により農業承継を図るものです。同一世帯の親から子へ使用貸借権の設定により農業経営の安定を図るものです。譲受人は現在、トラクター 1 台、耕うん機 1 台、田植機 1 台、収穫機 1 台を所有し、家族 4 人で 57 a の農地を耕作しています。5 月 16 日に佐藤成悦農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第 3 条第 2 項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

赤間敬第二調査委員会委員長

番号 11 番と 12 番は、聞き取り調査をしておりますので、鈴木通委員から調査の結果を報告します。

鈴木通委員

番号 11 番と 12 番は、譲受人が同一であるため、一括して報告します。仙台市

(16 番)

以外の方が譲受人であることから、聞き取り調査を実施しました。賃貸借により規模拡大を図るものです。解除条件付賃借権を設定するもので、申請地にはカボチャ等の畑作物を栽培する計画です。川沿いにある農地で水はけが良いところなので、盛土整地せず現状のまま利用していくものです。譲受人は、平成 31 年 3 月に亘理町で、農地所有適格法人として賃貸借により農地法第 3 条許可を受け、現在トラクター 1 台、耕うん機 2 台を所有し、構成員は役員に常時雇用している者を加えた 3 人で 189 a の農地を耕作しています。法人の今年の決算では、農業以外の売上が、農業に関する売上を超えておりましたが、営農が軌道に乗り、規模拡大も行うことから、令和 5 年 6 月の決算では、農業に関する売上が過半となる予定で、農地所有適格法人としての要件を満たす見込みであることを確認しております。法人として農業に対する意欲が感じられることを確認しました。5 月 12 日に永野真農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第 3 条第 2 項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

(16 番鈴木通委員報告)

番号 13 番は、売買により規模拡大を図るものです。譲受人は現在、耕うん機 1 台を所有し、田植えと稲刈りについては作業委託により、家族 3 人で 53 a の農地を耕作しています。5 月 12 日に永野真農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第 3 条第 2 項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

(17 番高橋勝彦委員報告)

番号 14 番は、売買により規模拡大を図るものです。譲受人は現在、トラクター 1 台、耕うん機 1 台、田植機 1 台、収穫機 1 台を所有し、1 人で 53 a の農地を耕作しています。5 月 13 日に若生宏明農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第 3 条第 2 項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号 15 番は、贈与により農業承継を図るものです。同一世帯内の親から子とその配偶者に贈与するものです。譲受人は現在、トラクター 2 台、耕うん機 2 台、田植機 1 台、収穫機 1 台を所有し、家族 4 人で 51 a の農地を耕作しています。5 月 12 日に今野勇一農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上の

ことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号16番と17番は、関連案件であるため一括して報告します。相互に農地を交換し、耕作の利便を図るものです。番号16番の譲受人は現在、トラクター1台を所有し、家族4人で55aの農地を耕作しています。番号17番の譲受人は現在、トラクター1台を所有し、家族5人で31aの農地を耕作しています。5月12日に今野勇一農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

議 長

第1号議案の番号6番から17番について調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

松原菊男委員
(18番)

番号11番と12番について、栽培する野菜はかぼちゃだけですか。水稻は栽培しないのですか。

鈴木通委員
(16番)

野菜は畝を高くして、芋なども栽培する計画です。水稻は栽培していません。

赤間敬委員
(3番)

かぼちゃは大規模面積でも栽培可能なので、今年から始めたいとのことでした。亘理町ではきくらげ、しいたけ、にんにく、その他野菜なども栽培し、地元のふれあい市場に出荷しています。

大泉権吾委員
(4番)

市外の方がどうしてこの場所を選んだのですか。

鈴木通委員
(16番)

仕事上の知り合いの方から土地を貸してもいいという情報を得ました。給食への提供や体験農業を行っている保育園が仙台市内にあることから、亘理より近いので利便性を考え、こちらを選びました。

議 長

他にご意見等はございますか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。

第1号議案の番号6番から17番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。

よって第1号議案農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定の件についての番号6番から17番までは、許可と決定いたします。

(午後1時51分)

議 長

第2号議案農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。

調査内容につきましては、書面での報告としますが、この議案についても調査の概要を委員長から説明願います。

赤間敬第二調査委員会委員長

－ 調査の概要説明 －

調査報告（机上配布）

（第二調査委員会委員長赤間敬報告）

第2号議案の調査結果について報告します。調査委員会を、5月19日に実施いたしました。調査は、5番大里重市委員、10番熊谷幸夫委員、11番郷古雅春委員と私（3番赤間敬委員）の4名で行いました。今回の申請は、農家住宅に転用するものが1件です。調査の結果報告は、私（3番赤間敬委員）から報告します。

番号1番は、農家住宅に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域で、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、田 276 m²を農家住宅として転用するもので、住宅（1棟）に107.65 m²、駐車場（普通車4台）に50 m²、庭等に118.35 m²を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額借入金であり、金融機関の審査結果の写しが提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

議 長

第2号議案について調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

庄司俊充委員

確認ですが、農家住宅は息子さんが建てるのですか。

(15 番)

赤間敬委員

(3 番)

農業を営んでいる息子さんが家を建てます。

議 長

他にご意見等はございますか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。

第2号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第2号議案農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定の件については、許可することに決定いたします。

(午後1時55分)

議 長

第3号議案農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。

調査内容につきましては、書面での報告としますが、この議案についても調査の概要を委員長から説明願います。

－ 調査の概要説明 －

赤間敬第二調査委員会委員長

調査報告（机上配布）

（第二調査委員会委員長赤間敬報告）

第3号議案の調査結果について報告します。調査委員会を、5月19日に実施いたしました。調査は、5番大里重市委員、10番熊谷幸夫委員、11番郷古雅春委員と私（3番赤間敬委員）の4名で行いました。今回の申請は、資材置場に転用するものが3件、農業用施設に転用するものが1件、貸駐車場に転用するものが1件、分家住宅に転用するものが1件、太陽光発電パネル設置に転用するものが2件の合計8件です。番号1番から3番の報告は10番熊谷幸夫委員、番号4番と5番の報告は11番郷古雅春委員、番号6番から8番の報告は5番大里重市委員です。

（10番熊谷幸夫委員報告）

番号1番は資材置場に転用するもので、賃借権の設定です。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業

施行区域内で土地改良事業施行後8年以上経過している区域です。農地区分は、いずれの判断基準に該当するものがなく集落に接続していることから、第2種農地と判断しました。申請は土木工事業者が、現在の資材置場を拡張するために畑1,553㎡を転用し、資材置場に927.58㎡、駐車スペースに283.32㎡、通路等に342.10㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、残高証明書が提出されております。また、仙台東土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が提出されております。賃貸借の期間は、5年間です。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号2番と3番は関連がありますので一括して報告します。資材置場に転用するもので、売買による所有権移転です。申請地は、都市計画区域外の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後8年以上経過している区域です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は太陽光発電事業者が、田2,529㎡を転用し、資材置場に1,100㎡、駐車場（大型車5台）に150㎡、通路等に1,279㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、残高証明書が提出されております。また、仙台市泉土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

（11番郷古雅春委員報告）

番号4番は貸駐車場に転用するもので、売買による所有権移転です。申請地は、都市計画区域外の農振地域外の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、申請者が田1,263㎡と畑515㎡を併せた1,778㎡を転用し、駐車スペース（普通車44台）に748㎡、通路等に1,030㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号5番は分家住宅に転用するもので、贈与による所有権移転です。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地

改良事業施行区域外です。農地区分は、第3種農地に近接する区域であることから、第2種農地と判断しました。申請は孫夫婦が、畑 216.14 m²を転用し、住宅(1棟)に82 m²、駐車スペースに70 m²、庭等に64.14 m²を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額借入金であり、金融機関の審査結果の写しが提出されております。また、令和4年5月10日付で開発行為許可申請書が出ていることを確認しております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

(5番大里重市委員報告)

番号6番と7番は関連がありますので一括して報告します。太陽光発電パネル設置に転用するもので、賃借権の設定です。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後8年以上経過している区域です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は太陽光発電事業者が、田636 m²を転用し、山林を含む事業面積3,228.28 m²を太陽光発電パネル528枚(発電出力199.8kW)に1,148 m²、通路等に2,080.28 m²を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額借入金であり、金融機関の審査結果の写しが提出されております。また、仙台市泉土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が提出されております。なお、令和4年5月11日付で杜の都の風土を守る土地利用調整条例の協定が締結されております。賃貸借の期間は、20年間です。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号8番は農業用施設に転用するもので、賃借権の設定です。申請地は、市街化調整区域の農振農用地区域で、土地改良事業施行区域内ですが、令和4年3月31日付で農業用施設用地として農振の用途区分変更通知が出ております。申請は、農業法人が畑6,733 m²のうち540 m²を農業用施設として転用するもので、駐車場に75 m²、通路・作業スペース等に465 m²を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。また、仙台東土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が提出されております。賃借権の設定期間は10年間です。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

議 長	<p>第3号議案について調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。</p> <p>(異議、意見等なし)</p>
議 長	<p>それでは、意見等がありませんので採決します。</p> <p>第3号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手と認めます。よって、第3号議案農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定の件については、許可することに決定いたします。</p> <p>(午後1時59分)</p>
議 長	<p>第4号議案農用地利用集積計画の決定について(共有者不明農用地等)、を上程します。</p> <p>事務局から内容を説明願います。</p>
事務局	<p>第4号議案農用地利用集積計画の決定について(共有者不明農用地等)は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づくものです。共有者不明農用地について、農業委員会で探索を行いました。2分の1以上の共有持分を有する者の確知ができませんでした。このため、令和3年10月29日から令和4年4月28日までの6ヶ月間公示を行いました。不確知共有者から異議申し立てがなかったため、今回集積計画の手続きを進めるものです。総数1件6,648㎡です。仙台市公告予定日は未定です。</p>
議 長	<p>第4号議案について、質問・ご意見等はございませんか。</p> <p>(異議、意見等なし)</p>
議 長	<p>それでは、質問等がありませんので採決します。原案に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手と認めます。よって、第4号議案農用地利用集積計画の決定について(共有者不明農用地等)は、原案のとおり決定します。</p> <p>(午後2時01分)</p>
議 長	<p>第5号議案農用地利用配分計画(案)について(農地中間管理事業)、を上程します。</p>

事務局	事務局から説明願います。
議 長	<p>第5号議案農用地利用配分計画（案）について（農地中間管理事業）は、令和4年7月22日宮城県告示予定分です。耕作者を変更するため解約し、改めて中間管理機構から配分するものです。総数で2件、65,570㎡です。本計画の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化法第18条第3項の各号を満たしているものです。</p>
議 長	<p>この件につきまして、ご質問・ご意見等はございませんか。</p> <p>（異議、意見等なし）</p>
議 長	<p>それでは、質問等がありませんので採決します。</p> <p>第5号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（全員挙手）</p>
議 長	<p>全員挙手と認めます。よって、第5号議案農用地利用配分計画（案）について（農地中間管理事業）は、原案のとおり承認します。</p> <p style="text-align: right;">（午後2時02分）</p>
議 長	<p>続いて、協議に入ります。</p> <p>（1）「農業委員会事務の実施状況等の公表について」、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）と令和4年度最適化活動の目標の設定等（案）について事務局から説明願います。</p>
事務局振興係	<p>— 説明 —（1）「農業委員会事務の実施状況等の公表について」、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）と令和4年度最適化活動の目標の設定等（案）について</p>
議 長	<p>ご質問・ご意見はございませんか。</p> <p>（異議、意見等なし）</p>
議 長	<p>説明にあったように、ご意見がありましたら任意様式にご記入の上、6月10日まで事務局に提出をお願いします。</p> <p>次に、（2）令和4年度農地等の利用の最適化に関する意見について（案）（農業会議用）を、事務局から説明願います。</p>
事務局振興係	<p>— 説明 —（2）「令和4年度農地等の利用の最適化に関する意見について（案）（農業会議用）」</p>

議 長	ご質問・ご意見はございませんか。
郷古雅春委員 (11 番)	意見の3番(1)は、農村地域の活性化という大きな課題に対して、県への意見が地域散策のマップを作って欲しいという、絞り込んだ内容になっています。 例えば、歴史的資源を含めた地域散策マップの作成など、農村地域活性化に向けた参加型の施策をお願いしたい、と例示するのはどうでしょうか。
菅野則義委員 (8 番)	仙台市で出していた直売所の冊子がありましたが、認知する人が少なかったようです。作成したら終わりではなく、周知も大切なので、周知方法も考えて欲しいです。
事務局	この部分についてはお二人の委員のご意見を取り入れた形で修正します。文言は事務局一任で、承認をお願いします。
議 長	他にご意見等はございますか。一部文案を事務局一任した上で承認としてよろしいですか。 (異議、意見等なし)
議 長	異議がないようですので、(2)「令和4年度農地等の利用の最適化に関する意見について(案)(農業会議用)」については、一部文案を事務局一任した上で承認といたします。 次に、(3)「令和5年度農林関係税制改正に関する要望(案)」を、事務局から説明願います。
事務局振興係	— 説明 —(3)「令和5年度農林関係税制改正に関する要望(案)」
議 長	ご質問・ご意見はございませんか。 (異議、意見等なし)
議 長	質問がないようですので、(3)「令和5年度農林関係税制改正に関する要望(案)」については、承認といたします。 次に、(4)「農地改良工事に関する取扱い要領の改正(案)について」を、事務局から説明願います。
事務局農地係	— 説明 —(4)「農地改良工事に関する取扱い要領の改正(案)について」
議 長	ご質問・ご意見はございませんか。

(異議、意見等なし)

議長

質問がないようですので、(4)「農地改良工事に関する取扱い要領の改正(案)について」は、承認いたします。

(午後2時33分)

議長

続きまして、報告事項に入ります。

(1)農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出から(4)農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知までを事務局から報告願います。なお、質問については説明後、一括して受けます。

事務局
農地係長

それでは、報告いたします。別紙報告書をご覧ください。

(1)農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出については、1ページに記載のとおり7件の届出がありました。転用目的の内容は、共同住宅への転用が4件、宅地・一般住宅・駐車場への転用が各1件ずつありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。(2)農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出については、2ページから3ページに記載のとおり13件の届出がありました。転用目的の内訳は、一般住宅への転用が3件、宅地造成・駐車場・資材置場への転用が各2件ずつ、自己住宅・建売住宅・分譲住宅・公衆用道路に転用が各1件ずつありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。(3)農地法第3条の3の規定(相続等)による届出については、4ページから6ページに記載のとおり10件の届出がありました。すべて相続による権利取得となっております。(4)農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知については、7ページに記載のとおり3件ありました。農地関連の報告事項は、以上でございます。

議長

報告事項(1)から(4)までについて、ご質問等はございませんか。

(質問、意見なし)

議長

質問等がないようです。これらは報告事項ですので了承願いたいと思います。以上で報告事項を終了いたします。

(午後2時35分)

議長

続きまして、その他に入ります。質問については説明後、一括して受けます。(1)会長等報告を私(嶺岸会長職務代理者)から報告します。資料5をご覧ください。

会長職務代理者

(会長等報告)

議 長	続きますして、(2)事務局からの連絡事項について、事務局から説明願います。
事務局 (ア)農地係長 (イ)～(カ) 振興係	<p>(2)事務局からの連絡事項について</p> <p>(ア)令和4年度農地パトロール（農地利用状況調査）対象筆数</p> <p>(イ)農業委員会による最適化活動推進等の月報の書き方について</p> <p>(ウ)「農業者年金受給権者現況届」の提出</p> <p>（独）農業者年金基金から、「農業者年金受給権者現況届」が受給権者あてに5月31日までに届くように発送されています。現況届を提出しないと年金が差し止めになりますので、受給権者から問い合わせ等がありましたら、必ず6月中旬に農業委員会に郵送等で提出するようにお願いします。もしくは、お近くのJAに持参でも構いませんので、6月中の提出をお願いいたします。</p> <p>(エ)6月～7月の予定表</p> <p>(オ)令和4年度機構集積協力金交付事業関係資料について</p> <p>(カ)他市町村農業委員会だより等（色麻町）</p>
議 長	ご意見、ご質問等はございますか。
菅野則義委員 (8番)	5月からの調査委員会に推進委員が出席しましたが、良かったこと、悪かったことなど、来月の調査委員会に活かしたいので、何かあったら意見が欲しいです。
事務局	関係する区域の推進委員9人が対象となりましたが、世帯内贈与や議事参与の制限に係る関係者を除いた5人に出席の依頼を行い、4人が出席しました。委員と2人1組で書面を確認していただきました。なお、10月に行う推進委員連絡会では、調査委員会に出席した人から、感想を発表してもらい検証する予定です。
高橋勝彦委員 (17番)	農地を確認しているため、推進委員に気付いた点を教えてもらい、書類だけ見るとは違い具体的にわかりやすくて良かったと思います。
議 長	他にご質問等はございますか。
	(質問なし)
議 長	<p>質問等はないようですので、その他について終了いたします。</p> <p>他に何かありますか。</p> <p>なければ以上で全てを終了いたします。</p>
司会：振興係長	閉会のあいさつを第一調査委員会の大泉委員長からお願いします。
第一調査委員会委員長	以上をもちまして、仙台市農業委員会第49回総会を閉会します。

(大泉委員)

閉 会

(午後 3 時 10 分)